

# 指定通所介護重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」

## 1. 事業の目的、運営の方針

### (1) 事業の目的

利用者の方の心身の特性を踏まえて、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の方の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の方の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (2) 運営の方針

関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業所の名称、所在地

### (1) 事業所の名称

敦賀市社会福祉協議会地域リハビリセンター「あいあい」(以下「事業所」といいます。)

### (2) 所在地

敦賀市東洋町4番1号 敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内

## 3. 従事者の職種、員数及び職務内容

### (1) 管理者 1人

管理者は、当事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

### (2) 生活相談員 1人以上

生活相談員は、指定通所介護の提供に当たります。

### (3) 看護職員 1人以上

看護職員は、指定通所介護の提供に当たります。

### (4) 介護職員 1人以上(利用者数に応じ必要な介護職員数以上)

介護職員は、指定通所介護の提供に当たります。

### (5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、指定通所介護の提供を通じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。

### (6) 管理栄養士、栄養士又は調理員 1人以上

管理栄養士、栄養士及び調理員は、指定通所介護の提供を通じて、給食の調理を行います。

### (7) 事務職員等 1人以上

事務職員等は、当事業所の事務等を行います。

## 4. 営業日、営業時間

### (1) 営業日

日曜日から金曜日までです。ただし、12月31日から翌年の1月3日までの年末年始は除きます。

### (2) 営業時間

営業時間は午前9時から午後5時までです。

## 5. 指定通所介護の実施手順及び内容

(1) 事業所は、指定通所介護の開始にあたり、利用者の方の心身状況等を把握し、利用者の方個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた通所介護計画書を作成し、サービスの提供にあたります。



# 1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口（連絡先）

- 敦賀市社会福祉協議会指定通所介護事業所「あいあい」の管理者  
 相談責任者：管理者 笹井 知絵子      電話：0770-22-2250      ファックス：0770-22-3785
- 敦賀市福祉保健部長寿健康課      電話：0770-22-8180
- 福井県国民健康保険団体連合会      電話：0776-57-1614
- 福井県社会福祉協議会運営適正化委員会      電話：0776-24-2347

# 2. 当事業所が苦情処理を行うための処理体制・手順

